

四日市市告示第477号

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第27条第4項の規定に基づき、工作物等を除却し、保管したため、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第27条第5項及び四日市市都市公園条例（昭和38年3月25日条例第10号）第16条第1項の規定に基づき次のように告示する。

令和7年6月26日

四日市市長 森 智広

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
普通自動車 トヨタ アイシス
白色
1台
- 2 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
垂坂公園・羽津山緑地 駐車場
令和7年6月23日14時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和7年6月23日14時
四日市市 大字日永 地内
- 4 保管した工作物等を返還するために必要と認めた事項
登録事項等証明書に記載の所有者又は使用者若しくはその委任を受けた者による請求とする。

（都市整備部公園緑政課）